

[事案 17-18] 配当金・祝金請求

- ・平成 17 年 10 月 11 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 4 月 19 日 裁定終了

< 事案の概要 >

保険設計書に祝金（配当金を財源とするもの）の金額が明記されているから、保険会社は設計書記載金額の祝金を支払って欲しい。祝金を支払わないのであれば、契約時に「祝金の支払いがないこともありうる」旨説明がなかったことは重要事項の説明義務違反であり保険料全額を返還してほしい、として裁定の申立てがあったもの。また、保険会社に説明等について特段の配慮を要する旨促したものの。

< 申立人の主張 >

- (1) 加入時（昭和 50 年）に受け取った保険設計書に祝金（配当金を財源とするもの）が明記され、営業職員からも設計書記載の祝金を受け取れる旨説明があったことから、保険会社には契約上支払義務がある。確かに、設計書の欄外には、祝金について「多少の変動がある」旨記載されているが、ゼロになることは受取段階になるまで連絡がなく分からなかった。また会社は予定利率（4%）の運用収益を確保できなかったためと説明するが、契約時の書類には「祝金がゼロになること」については記載がないのだから、設計書記載金額の多少の変更は認めるが、会社は祝金を支払うべきである。
- (2) 「祝金がゼロになる」ことについて、保険設計書には記載がないことは不当表示、過大広告に該当するものである。また営業職員からも「祝金がゼロになる場合があること」についての説明を受けていない、これは重要事項の説明義務違反であり、錯誤無効または詐欺に該当する。祝金が支払われないのであれば、保険契約そのものを加入当初から取り消し、これまでの払込保険料に利息をつけ全額返還してほしい。

< 保険会社側の主張 >

- (1) 下記により保険設計書に記載された金額の祝金を支払うことはできない。
 - ・祝金は配当金を財源とするもので、1990 年代の歴史的不況は誰も予測することはできず、それに伴う運用環境の悪化により多くの保険契約で実際の運用収益が予定利率を下回り配当金がゼロとなっており、本件契約の予定利率は 4.0% で配当金を支払うほどの運用収益を上げることができない。
 - ・保険設計書上で「祝金が配当によるものである」ことを示し、その額も「今後の実績により多少の変更があり、将来の支払額を約束するものでない」旨注記されており、保険設計書に記載した祝金の支払いを保証したものでないことが明らかである。
- (2) 1990 年代の歴史的な不況によって日経平均株価や長期金利は長らく低迷したが、この不況は誰も予測することはできなかった。当社としても予想することがで

きず、昭和 50 年当時の設計書は祝金の変動を「多少」変動するという表現に止めたが、これをもって不当表示、誇大広告に当たるとは考えておらず、保険料を返還することはできない。

< 裁定の概要 >

本件については、当事者双方からの書面による審理、申立人への電話による事情聴取などを行った結果、以下により申立てには理由がないものと認め、裁定書をもってその理由を明らかにし裁定手続きを終了した。

(1) 本件の保険約款および保険設計書上も、祝金（生存保険金）の原資は配当金による旨記載されている。配当とは利益の分配に他ならないから、利益が生じないところに配当はないのであり、また利益に応じて変動することは明らかにしなくとも当然の理である。保険設計書は、保険契約の時点で現在までの実績に基づき将来を予想して記載するものであるから確定的なものではなく、かつ設計書の記載が保険契約の内容を拘束するものではない。

従って、申立人には設計書記載どおり、あるいは設計書に近い金額の祝金を請求する法的根拠は存在しない。

(2) 祝金（生存保険金）の給付の有無は配当金の有無により決まるものだが、祝金が確実に得られるとの理由により本件契約を締結したが、実際には給付されなかったということは動機の錯誤であり、この動機が表示されない限り要素の錯誤となるものではない。事情聴取の結果によっても、かかる表示がされていないのだから、錯誤による無効は主張できないものである。

更に、詐欺が成立するためには、欺罔行為の存在を必要とするが、行為当時の状況において、相手方を錯誤に陥れる行為でなければならぬが、本件契約当時、配当が無いという事態は現実には予想が困難な事態であり、かかる事態を予想して説明しなくとも不作為による詐欺とはならない。

また、行為当時の状況において配当がないこともありうることの説明をしないことが直ちに重要事項の説明がなかったことにはならない。

なお、説明義務違反による取消は、本件契約当時には消費者契約法が施行されていないので問題とならず、行為当時の状況においては配当がないこともありうる旨の説明をしないことが直ちに重要事項の説明がなかったことにはならないが、現時点においては、契約者に対し、危険性の認識を得られるよう明示的に説明する義務は存在するものと考えられるのであり、保険会社においても特段の配慮を必要とするものである。